

立 川 市 議 会

議 長 木 原 宏 殿

立 川 市 長 清 水 庄 平

陳 情 の 処 理 の 経 過 及 び 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

令 和 5 年 3 月 15 日 付 け 立 議 第 2393 号 に よ る 陳 情 に つ い て は 、 次 の よ う に 処 理 し た の で 、 報 告 し ま す 。

記

- 1 陳 情 第 2 号 マスクの着脱を無理強いしないことの市民への周知に関する陳情

マスクの着用につきましては、これまでも、様々な事情で着用できない方がおり、その方達への配慮についてホームページ等で周知に努めてきたところです。引き続き、解りやすく丁寧な周知に努めてまいります。

なお、令和5年3月13日以降、国の指針によりマスク着用の考え方が変更になり、個人の判断に委ねられることになりました。その内容につきましても、市ホームページ、市広報にて周知に努めたところです。